

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十九号

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八章 振興山村における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百六条―第二百十条）」を「第十八章 振興山村における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百十一条） 雑則（第二百十一条）」に改める。

第二百十条第一項中「「特例介護給付費」を「「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」」に改める。

本則に次の一章を加える。

第十九章 雑則

第二百十一条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるもの（第十一条第一項（第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第九十六条、第九十六条の五、第二百二十四条、第二百五十条、第二百五十一条の四、第二百七十二条、第百八十五条、第百九十条、第百九十四条、第百五十九条の四、第百七十二条、第百八十五条、第百九十条、第百九十四条の十二、第百九十四条の二十並びに前条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条（第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第七十九条、第九十六条、第九十六条の五、第百十一条、第百十一条の四、第二百二十四条、第二百五十条、第二百五十一条の四、第百五十九条、第百五十九条の四、第百七十二条、第百八十五条、

第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに前条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項、第五十五条第一項（第一百一十一条の四において準用する場合を含む。）、第九十八条の三第一項（第二百一条の十一及び第二百一条の二十二において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。